

# ベルギーの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

ベルギー王国（以下「ベルギー」という）は、連邦制の立憲君主制国家である。首都であるブリュッセルには、欧州連合（EU）の諸機関（欧州委員会、欧州連合理事会事務局）及び北大西洋条約機構（NATO）の本部がある。「ヨーロッパの首都」といわれることもある。

国土は、公用語の違いにより、北部のフランデレン地域（オランダ語）、南部のワロン地域（フランス語）及びブリュッセル首都圏地域（フランス語とオランダ語）に大きく分けられる（ほかに、フランス語とドイツ語が公用語となっている地域もある）。オランダ語圏とフランス語圏の言語をめぐる対立により、1993年に連邦制に移行したが、現在に至っても言語をめぐる問題が完全に解決したというわけではない。

ベルギーは、1797年にフランスに併合されたが、1815年にはオランダとともにネーデルラント連合王国となり、1830年にはネーデルラント連合王国からの独立を宣言した。1839年になって、オランダがベルギーの独立を承認する代わりに、永世中立宣言をすることになった。これは、カトリック国家であるフランスとベルギーが同盟することを防止するというオランダの戦略によるものであった。しかし、その後の国際情勢の激変に応じて、ベルギーは永世中立宣言を放棄することとなった。即ち、ベルギーは、1949年には北大西洋条約機構（NATO）に、1957年には欧州共同体に加盟した。

ベルギーの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ベルギー法は、とくに、フランスに併合された時代から法制度の整備を始めとする近代化が推し進められたため、フランス法の影響を強く受けている。

## II 憲法

ベルギー憲法は、1831年2月7日に採択された。19世紀の自由主義、法治国家、権力分立、国民主権等の基本原理に立脚するものとして、当時の諸外国にとってのリベラルな憲法の模範とされた。

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

表 1 : ベルギー憲法の主な体系 (2005 年 1 月中旬現在) <sup>2</sup>

編	章	節	条文	
第 1 編 ベルギー連邦、その構成及び領土			第 1 条～第 7 条	
第 2 編 ベルギー国民及びその権利			第 8 条～第 32 条	
第 3 編 権力			第 33 条～第 41 条	
	第 1 章 連邦議会			第 42 条～第 60 条
		第 1 節 下院		第 61 条～第 66 条
		第 2 節 上院		第 67 条～第 73 条
	第 2 章 連邦立法権		第 74 条～第 84 条	
	第 3 章 国王及び連邦政府	第 1 節 国王		第 85 条～第 95 条
		第 2 節 連邦政府		第 96 条～第 104 条
		第 3 節 権能		第 105 条～第 114 条
	第 4 章 共同体及び地域圏	第 1 節 機関		第 115 条～第 126 条
		第 2 節 権能		第 127 条～第 140 条
	第 5 章 仲裁院、権能抵触の予防及び解決	第 1 節 権能抵触の予防		第 141 条
		第 2 節 仲裁院		第 142 条
		第 3 節 利害対立の予防及び解決		第 143 条
	第 6 章 司法権		第 144 条～第 159 条	
第 7 章 国務院及び行政裁判所		第 160 条～第 166 条		
第 8 章 州及び市町村制度		第 162 条～第 166 条		
第 4 編 国際関係			第 167 条～第 169 条	
第 5 編 財政			第 170 条～第 181 条	
第 6 編 公的な力			第 182 条～第 186 条	
第 7 編 一般規定			第 187 条～第 194 条	
第 8 編 憲法改正			第 195 条～第 198 条	

<sup>2</sup> 表の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、武居一正著「ベルギー王国」(『世界の憲法集 第四版』(有信堂、2009 年) 所収) 等を参照した。

第 9 編 発効及び経過規定			
----------------	--	--	--

## 1 統治機構

ベルギー憲法を貫く特色は、「言語」問題にあるといえよう。言語をめぐる対立を止揚するための様々な仕掛けが、ベルギー憲法には組み込まれている。そのことは、とくに、ベルギー独特の連邦制に表れている。即ち、ベルギーは、3つの共同体（フランス共同体、フラマン共同体及びドイツ語共同体）から構成される（2条）とともに、3つの地域圏（ワロン地域圏、フラマン地域圏及びブリュッセル地域圏）から構成される（3条）。さらに、4つの言語地域（フランス語地域、オランダ語地域、ブリュッセル首都二言語地域及びドイツ語地域）から構成される（4条1項）ことも規定されている。共同体は、文化、教育、人間らしい生活、言語の使用等に関わる事項について管轄する。地域圏は、国土開発、環境・治水、農村開発・自然保護、住宅、農業政策等について管轄する<sup>3</sup>。共同体と地域圏は、それぞれ、執行部と議会を有する。

連邦議会は「二院制」が採用されている。下院及び上院とも、議院の任期は4年である。一定の事項に関する下院の排他的権限（74条）、下院による先議（75条2項）、大臣は下院に対して責任を負うこと（101条1項）等にみられるように、原則的に下院の優越が規定されている。各議院の議員は、フランス語言語グループとオランダ語言語グループに分けられる（43条セクション1）。前述した4つの言語地域の境界は、「各議院の各言語グループ構成員の過半数が出席し、かつ二つの言語グループでの賛成投票総数が投票の三分の二に達することを条件として、各議院の各言語グループにおける過半数で可決された法律による」という厳しい条件によらなければ、変更又は訂正をすることができない（4条3項）。同様の厳しい条件は、共同体及び地域圏の権限（35条2項）、下院及び上院の権限（77条2項）等に関する法律の制定の場合にも必要とされる。また、「警鐘手続」（予算及び特別多数を必要とされる法律の場合を除き、政府提出又は議員提出の法案の規定が共同体間の関係を重大に損なう性質のものであることを宣言する動議が提出された場合、当該法案の議事手続は停止され、内閣が30日以内に理由を付して意見を述べるとともに、関係議院に対し当該意見又は法案について判断を下すよう要請するという手続）における動議の提出には、1つの言語グループの4分の3以上の議員による署名が必要とされる（54条）。

内閣は、最大15名で構成されるところ、首相を除いて、オランダ語系大臣とフランス語系大臣は同数でなければならない（99条）。

ベルギーの国王は、立法権を下院及び上院と共同で行使し（36条）、執行権を有し（37条）、判決は国王の名により執行される（40条2項）というように、三権全てに関わっている。そのほか、国王は、下院の解散権（46条）、大臣の任免権（96条）、命令制定権（108

<sup>3</sup> 『諸外国の憲法事情 一2一』（国立国会図書館 調査及び立法考査局、2002年）63頁。

条)、法律の裁可・公布権(109条)、裁判官の任命権(151条セクション4)、国際関係及び軍隊の指揮権(167条)等の重要な権限を有している。但し、いかなる国王の行為も、大臣の副署がなければ、効力を有しない(106条)とされていることから、国王の権限行使は形式的なものにすぎないともいえるが、イギリスや北欧の国王に比べ、国政への関与の度合いが大きいといえる<sup>4</sup>。国王が君臨不能のときは、内閣が両議院の合同集会を招集して、後見及び摂政を置くものとされている(93条)。1990年に、妊娠中絶を合法化する法案への署名を国王が信念に基づき拒否したが、その際、国王がその日1日だけ「君臨不能」の状態にあったこととして、法案を成立させたことがある。ちなみに、1991年の憲法改正後は、女性にも王位継承権が認められている。

ベルギーの通常裁判制度は、三審制が採られており、第一審裁判所、控訴院及び破棄院が設置されている。とくに、重大な犯罪、政治的犯罪及び出版の自由に関する事件(但し、人種差別・外国人排斥に関する事件を除く)については巡回裁判所が、また、軽微な事件については治安裁判所が管轄権を有する<sup>5</sup>。その他、軍事裁判所(157条1項)、商事裁判所(同条2号)、労働裁判所(同条3号)及び行刑裁判所(同条4号)もある。

国務院(フランス語では「Conseil d'État」、オランダ語では「Raad van State」)は、行政裁判所として判決を下したり意見を述べる権限を有する(160条)。

法律等の憲法適合性については、仲裁院が、抽象的審査及び具体的審査を行う(142条)。

## 2 人権

1831年に制定されたベルギー憲法の人権規定は、主に、自由権を中心とするものであり、制定時には社会権に関する規定は無かった。1994年には社会権(人間的な生活を営む権利(23条1項)、労働及び社会保障等に関する権利(23条3項))が追加され、また、1993年及び1994年には「新しい人権」(公文書へのアクセス権(32条)、私的及び家族的生活の尊重に対する権利(22条)、環境権(23条3項4号)等)が追加された。さらに2000年には、「子どもの辱めを受けない権利」(22条の2)が追加された<sup>6</sup>。即ち、「子どもは誰でも、道徳的及び身体的、精神的、性的無辱性の尊重に対する権利を有する」との規定である(22条の2第1項)。

## 3 欧州連合(EU)の影響

ベルギーは、EUの原加盟国の1つであり、首都ブリュッセルには、EUの諸機関が置かれている(欧州委員会、欧州連合理事会事務局)。また、欧州議会の会議場もあり、3万人以上の欧州連合職員が勤務していること等から、ブリュッセルは事実上の「ヨーロッパの首都」と呼ばれている。2009年12月1日には、ベルギーの首相であったヘルマン・ファン・

<sup>4</sup> 前掲『諸外国の憲法事情 一2一』58～59頁。

<sup>5</sup> 前掲『諸外国の憲法事情 一2一』60頁。

<sup>6</sup> 前掲『諸外国の憲法事情 一2一』57頁。

ロンパイ (Herman Van Rompuy) が初代の欧州理事会常任議長 (EU 大統領) に就任した。

ベルギーの法制度は、近時、ますます、EU の影響を強く受けるようになってきている。例えば、「消費物品の売買及び関連の保証に関する EU 指令」は、ベルギー民法典の改正の原因となった (後述)。

### Ⅲ 民法

ベルギーは、1797 年にフランスに併合されたため、1807 年のナポレオン民法典がそのままベルギーでも適用されていた。ベルギーが 1815 年にネーデルラント連合王国となった後も当該民法典は存続し、その状況はベルギーがネーデルラント連合王国から独立した後も変わらなかった。こうしたことから、ベルギー民法典は、一部の改正を経ながらも、現在でも基本的には、1807 年のナポレオン民法典と概ね同じ内容のものが適用されている<sup>7</sup>。

ベルギー民法典の体系は、ナポレオン民法典と同様に、「人」、「財産」、「財産取得」の 3 つに大別するという「法学提要方式」又は「インスティトゥティオネス (Institutiones) 方式」と呼ばれるものである。これは、ドイツや日本の民法が採用する「パンデクテン方式」(共通する法原則を抽出して総則として規定する等の体系化を特徴とする) としばしば対比される。

表 2 : ベルギー民法典の主な編別構成 (2013 年 3 月 1 日現在)<sup>8</sup>

—	序章 法律一般の公示、効果および適用
第 1 編 人	第 1 章 民事上の権利の享受及び喪失 第 2 章 民事身分証書 第 3 章 住所 第 4 章 不在者 第 5 章 婚姻 第 6 章 離婚 第 7 章 親子関係 第 8 章 養親子関係 第 8 章の 2 未成年子の放棄<削除> 第 9 章 親権 第 10 章 未成年者、後見及び解放 第 11 章 成年者、一時管理、禁治産及び保佐人
第 2 編 財産及び	第 1 章 財産の区別

<sup>7</sup> 中原太郎著「ベルギー」201 頁。 [www.moj.go.jp/content/000083172.pdf](http://www.moj.go.jp/content/000083172.pdf)

<sup>8</sup> ベルギー民法典のフランス語原文は、以下のウェブサイトに掲載されている。  
<http://www.droitbelge.be/codes.asp#civ>

所有権の諸変容	第2章 所有権 第3章 用益権、使用権、居住権 第4章 地益権又は不動産の使用
第3編 所有権取得の諸態様。一般規定	第1章 相続 第2章 生存者間の贈与及び遺言 第3章 契約又は合意による債務一般 第4章 合意なしに成立する義務負担 第5章 夫婦財産制 第5章の2 法的同居 第6章 売買 第7章 交換 第8章 賃貸借契約 第9章 組合<削除> 第10章 貸借 第11章 寄託及び係争物寄託 第12章 射倖契約 第13章 委任 第14章 保証 第15章 和解 第16章 民事拘留<削除> 第17章 質 第18章 先取特権及び抵当権 第19章 強制徴収及び債権者間の順位<削除> 第20章 時効 第21章 通知

ベルギー民法典の内容について、本稿で詳細に記述する余裕はないが、若干付言する。

ベルギー民法典は、フランス民法典と同様、近代的な所有権概念を確立し、意思自治の原則等の個人主義的民法観に立脚する。

第3編第9章の「組合」に関する諸規定は削除され、「会社法典」(1999年5月7日制定)に編入された<sup>9</sup>。

第2編第6章の「売買」の中に、「第4節 消費者に対する売買に関する規定」が2004年に追加された。これは、1999年5月25日の「消費物品の売買及び関連の保証に関するEU指令」を国内法化するための改正である<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> 前掲・中原 202 頁。

<sup>10</sup> 改正内容の詳細については、前掲・中原 202～207 頁を参照されたい。

なお、2003年6月1日に、ベルギーは、オランダに続いて2番目に、同性婚を認める国となった。

#### IV 商法・会社法

ベルギー会社法典（1999年5月7日制定）は、①商事会社、及び②商事を目的としないが法人格を有する会社（例えば、弁護士法人）に適用される。これに対し、非営利団体には適用されない<sup>11</sup>。

ベルギーに投資する外国企業の多くは、支店を開設するか、子会社を設立することになる。支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するベルギー法人である。ベルギーの会社法典には、さまざまな種類の会社形態が規定されているが、外国企業が設立するベルギー法人の一般的な形態は、表3に掲げた「株式会社」と「有限会社」である。

表3：ベルギーで設立が認められている主な会社<sup>12</sup>

名称	フランス語／オランダ語	説明
株式会社	Société Anonyme (SA) / Naamloze Vennootschap (NV)	株主は出資額の限度で責任を負う。主として大企業に適する。最低資本金額は61,500ユーロ。株式は、記名株式の場合と、無記名株式（株券不発行）の場合がある。原則として、3名以上の取締役が必要。
有限会社	Société Privée à Responsabilité Limitée (SPRL) / Besloten Vennootschap met Beperkte Aansprakelijkheid (BVBA)	社員（出資者）は出資額の限度で責任を負う。とくに小規模の非公開会社に適する。最低資本金額は18,550ユーロ。出資持分は記名式（社員名簿に登録）。業務執行者は1名以上。

#### V 民事訴訟法

ベルギーの民事訴訟を規律している法律は、「裁判法」（フランス語では「Code Judiciaire」、

<sup>11</sup> ニコル・ヴァン・クロムブルグ著「ベルギー会社法」（『国際商事法務 Vol.39, No.1, 2011』所収）66頁。

<sup>12</sup> ベルギー・フランダース政府貿易投資局のウェブサイト「事業組織の形態」を参照。  
[http://www.investinlanders.com/jp/doing\\_business/legal\\_guide/types\\_of\\_business\\_entities/](http://www.investinlanders.com/jp/doing_business/legal_guide/types_of_business_entities/)

オランダ語では「Gerechtig Wetboek」である。ベルギー裁判法典は、1967年10月10日に制定され、その後、幾度もの改正を受けている。「裁判法」の規定する内容は多岐にわたっており、①民事訴訟手続、人事訴訟手続、仮処分手続、差押手続、仲裁手続等の手続に関する規定、②各裁判所の組織・管轄、裁判所書記官・弁護士の地位・資格、司法官の選定養成制度等の制度や組織に関する規定を含んでいる<sup>13</sup>。

民事訴訟に関与する法曹は、司法官(裁判官と検察官を含む。フランス語では「magistrat」、オランダ語では「magistraat」)及び弁護士(フランス語では「avocat」、オランダ語では「advocaat」)である。ベルギーでは、破産院以外では、弁護士強制主義は採られておらず、弁護士の選任は必須ではない<sup>14</sup>。

第一審裁判所における通常の民事訴訟事件の一般的な流れは、以下のとおりである。即ち、「①召喚状の送達」→「②導入弁論期日」→「③手続外に当事者間で行われる主張書面及び証拠の交換」→「④口頭弁論期日」→「⑤判決言渡し期日」という流れである。召喚状の送達は、原告の依頼に基づき、裁判所の執行官が行う。導入弁論期日は、原告が召喚状の中で指定した日に行われる(なお、召喚と導入弁論期日の間には、8日以上を置かなければならない)。導入弁論期日においては、事件の選別が行われ、(1)争いの無い事件や被告が出廷しない事件は、弁論を終結して欠席判決等により処理され(実際、3割から5割程度の事件が欠席判決等により処理される)、(2)被告が争う姿勢を見せた事件では、その後の手続が進行していき、当事者間で主張書面及び証拠の交換が行われた後に、別途口頭弁論期日が指定されることになる。導入弁論期日と口頭弁論期日は、それぞれ、別々の裁判官が担当する。証拠は、書証が中心である。口頭弁論期日は原則として1回のみ(時間としては30分から1時間程度)であるが、ケースによっては、口頭弁論期日の後に、証人尋問を行う等の目的で「証拠調べ期日」が入ることもある(その場合、証拠調べ期日の後に、もう1回、口頭弁論期日が行われ、弁論が終結されることになる)が、稀である。鑑定が利用されることもある。弁論終結後、原則として、1か月以内に判決が言い渡されることとされているが、実際には1か月以上かかることが多い<sup>15</sup>。

## VI 刑事法

ベルギー刑法典は、フランス刑法の強い影響の下、1867年6月8日に制定され、その後、幾度もの改正を受けている<sup>16</sup>。犯罪は、フランス刑法と同様、重罪(フランス語では「crime」、オランダ語では「misdaad」)、軽罪(フランス語では「délit」、オランダ語では「wanbedrijf」)、

<sup>13</sup> 林道晴著「ベルギーの民事訴訟 ―審理の公開を中心として―」(『ヨーロッパにおける民事訴訟の実情』(法曹会、1998年)所収)378～379頁。

<sup>14</sup> 前掲・林385頁、394頁。

<sup>15</sup> 第一審裁判所における通常の民事訴訟事件の手続全体につき、前掲・林391～406頁。

<sup>16</sup> ベルギー刑法典のフランス語原文は、以下のウェブサイトに掲載されている。

<http://www.droitbelge.be/codes.asp#civ>



違警罪（フランス語では「*contravention*」、オランダ語では「*overtreding*」）の3種に區別されており（1条）、刑罰、裁判管轄及び手続に差異が設けられている。ベルギー刑法では、従来、斬首による死刑が規定されていたが、事実上は死刑が廃止されていたところ、1996年8月1日に正式に死刑が廃止された。ベルギー刑事訴訟法典は、1878年4月17日に制定され、その後、幾度も改正を受けている。

また、2002年には「安楽死法」が制定され、「患者に判断能力があり、要求時点で意識があること」、「自発的に、熟慮された上での要求であり、繰り返されていること」、「他に解決手段がなく、不治の疾患による耐え難い苦痛があること」という要件を満たす場合には、「医師は本人に余命を知らせた上で、患者と相談すること」、「他の医師と相談すること」等の手続を経ることを条件に、第三者による行為に殺人罪は成立しないこととなった<sup>17</sup>。

ベルギーの刑法及び刑事訴訟法について特筆すべきは、国際人道法との関連である。1993年6月、ベルギーは、ルワンダ（以前はベルギーの植民地であった）の内戦におけるジェノサイド（大量虐殺等）及び人道に対する罪を処罰するため、「1949年8月の国際ジュネーブ諸条約と1977年6月のその追加議定書に関する法律」を制定した。これは、国外で行われた外国人による国際法違反の犯罪をもベルギー国内で訴追することを可能とする法律である。この法律は1999年に改正され、「国際人道法の重大な違反の処罰に関する法律」という名称の法律となった。ところが、この法律に基づき、米国のブッシュ大統領やイスラエルのシャロン首相等、多数の外国政府の要人が相次いで告訴されるという状況が生じた。米国は、ベルギーが同法を廃止しないのであれば、ブリュッセルのNATO本部を他の国に移転すべきである旨を主張した。このため、ベルギーは、2003年8月5日、同法を廃止するため、新しい法律である「国際人道法の重大な違反に関する法律」を制定するに至った。しかし、これによって、国外で行われた外国人による国際法違反の犯罪をもベルギー国内で訴追可能とする法制度が「完全に廃止された」わけではなく、その実質的な内容は、ある程度の変容を伴いつつ、刑法典及び刑事訴訟法典に編入された<sup>18</sup>。

## VII 参考資料

以上、ベルギー法の概要を簡単に紹介してきたが、ベルギー法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

ベルギー法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となる。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「Research Guide to Belgian Law」等が

---

<sup>17</sup> 恩田裕之著「安楽死と末期医療」（『調査と情報 第472号』（国立国会図書館、2005年）所収）6頁。

<sup>18</sup> 法改正の経緯及び内容等の詳細については、村上太郎著「ベルギー人道法、その後」（『一橋法学 第6巻1号』（2007年）所収）509～528頁を参照されたい。

参考になる<sup>19</sup>。ベルギーの法令の調査は、いくつかのウェブサイトで可能である<sup>20</sup>が、情報は基本的にフランス語及びオランダ語により提供されている。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.41 No.7』（国際商事法研究所、2013年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第10回 ベルギー」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>19</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/belgium.htm>

<sup>20</sup> 例えば、「DroitBelge.Net」というウェブサイトには、基本的な法律の原文がフランス語で掲載されている（<http://www.droitbelge.be/codes.asp#civ>）。